

## 仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計  
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22  
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516  
E-mail: daihyou@nakada-partners.or.jp  
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

## 今週のことば

## トンガ海底火山噴火

南太平洋のトンガ沖にある海底火山「フンガトンガ・フンガハーパイ」で大規模噴火が発生。噴煙は成層圏に達し、半径260kmに広がっており、気候への影響も懸念。

## 今週のコよみ ご自分の予定を確認して下さい

1/17(月) 友引	通常国会召集、阪神大震災から27年
18(火) 先負	
19(水) 仏滅	芥川賞・直木賞選考会
20(木) 大安	大寒、年2回特例の源泉所得税の納付期限
21(金) 赤口	12月の全国消費者物価指数
22(土) 先勝	
23(日) 友引	

## 先週の株と為替

	日経平均株価	円(対米ドル)
1/10(月) 成人の日		
11(火)	28,222 ▼256	115.25 △0.64
12(水)	28,766 △544	115.39 ▼0.14
13(木)	28,489 ▼277	114.40 △0.99
14(金)	28,125 ▼364	113.79 △0.61

## 電子取引の保存に関する宥恕措置Q&amp;A

今月から施行された改正電子帳簿保存法により、請求書や領収書等の取引情報の授受を電子データで行う「電子取引」に該当する場合、その取引情報は保存要件に従って電子データのまま保存しなければならないとされましたが、対応が困難な事業者の実情に配慮し、引き続き出力した書面等による保存も認める2年間の宥恕措置が講じられました。

## ◆Q&amp;A

- Q. 対応が困難な事業者に対する宥恕措置とは？  
A. 令和4年1月から令和5年12月までに行われた電子取引データは、要件に従って保存をすることができないことについて「やむを得ない事情」があり、かつ、税務調査等の際に「その電子データを整然とした形式及び明瞭な状態で出力した書面の提示又は提出することができる」場合は、出力書面による保存も認められます。
- Q. 「やむを得ない事情」とは？  
A. 電子取引の保存に係るシステムや社内ワークフローの整備が間に合わないなど、要件に従って保存する準備を整えることが困難な場合が該当します。
- Q. 「整然とした形式及び明瞭な状態で出力された書面の提示又は提出」とは？  
A. 書面により作成される場合に準じた規則性を有する形式で出力され、かつ、出力される文字を容易に識別することができる状態をいい、税務調査等の際、税務職員の求めに応じて、その電子データの出力書面を提示又は提出できるようにしておきます。
- Q. 事前に申請等は必要？  
A. やむを得ない事情などは、税務調査等の際に必要なに応じて確認するため、事前の申請等は不要です。

■この記事の詳細は、情報BOX201502

## 一定の財産を保有する方は調書の提出を

昨年末時点で5千万円を超える国外財産を保有している方は、国外財産の種類や価額などを記載した国外財産調書を、3月15日までに提出する必要があります。

また、所得税等の確定申告書を提出する必要がある方で、その年分の所得金額（退職所得を除く）が2千万円超であり、年末時点で3億円以上の財産又は1億円以上の有価証券等を有する方は、財産の種類や価額などを記載した「財産債務調書」を提出する必要があります。

なお、令和4年度税制改正により、財産債務調書は令和5年分から、年末時点で10億円以上の財産を有する方も提出義務者となります。

## 確定申告会場の入場は整理券が必要

新型コロナの感染リスクを軽減するため、e-Taxによる申告が推奨されていますが、税務署等の確定申告会場に行く場合、会場への入場は時間枠を区切った「入場整理券」が必要となります。また、入場時に検温が実施され、37.5度以上の発熱がある場合などは入場ができません。

なお、入場整理券は各会場で当日配付される他、LINEによるオンライン事前発行もできます。

★納期の特例を受けている企業の源泉所得税(7月～12月分)の納付期限は1月20日(木)です。

## 詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

- ①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。
- ②記事下のBOX番号を入力し#。
- ③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

## 電子取引の保存に関する宥恕措置Q &amp; A

## ◆概要

令和4年1月から施行された電子帳簿保存法の改正により、請求書や領収書等をメールで受領する場合やウェブサイトからダウンロードする場合など、電子データで取引情報の授受を行う「電子取引」については、その電子データの出力書面等による保存措置が廃止され、一定要件に従って電子データのまま保存しなければならないこととされましたが、令和4年度税制改正において、その電子データの保存要件への対応が困難な事業者の実情に配慮し、引き続きその出力書面等による保存を可能とするための宥恕措置が講じられています。

## ◆Q &amp; A

Q. 宥恕措置の具体的な内容は？

A. 電子取引の取引情報に係る電子データの保存に関する当面の宥恕措置として、令和4年1月1日から令和5年12月31日までの間に申告所得税及び法人税に係る保存義務者が行う電子取引につき、その電子取引の取引情報に係る電子データを保存要件に従って保存をすることができなかったことについて、納税地等の所轄税務署長がやむを得ない事情があると認め、かつ、その保存義務者が税務調査等の際にその電子データの出力書面（整然とした形式及び明瞭な状態で出力されたものに限る）の提示又は提出の求めに応じることができるようにしている場合には、その保存要件にかかわらず電子データの保存が可能となり、また、その電子データの保存に代えてその電子データを出力することにより作成した書面等による保存をすることも認められます。

この宥恕措置を踏まえ、令和5年12月31日までに行う電子取引については、保存すべき電子データを書面に出力して保存し、税務調査等の際に提示又は提出ができるようにしておけば問題ありません。

Q. 「やむを得ない事情」とは？

A. 令和4年1月1日から令和5年12月31日までの間に行う電子取引について、保存に係るシステム等や社内のワークフローの整備が間に合わない等のように、要件に従って電磁的記録の保存を行うための準備を整えることが困難な事情等が該当します。

Q. 「整然とした形式及び明瞭な状態で出力された書面の提示又は提出の求めに応じることができるようにしている」とは、具体的にどのような対応が求められる？

A. 宥恕措置における「整然とした形式及び明瞭な状態で出力された書面」とは、書面により作成された場合に準じた規則性を有する形式で出力され、かつ、出力された文字を容易に識別することができる状態をいいます。

その電子データを出力することにより作成した書面を税務調査等の際に、税務職員の求めに応じて提示又は提出をする必要があります。

なお、施行前（令和4年1月1日前）において、電子取引の取引情報に係る電子データを出力することにより作成した書面については、その取引情報の受領が書面により行われたとした場合又はその取引情報の送付が書面により行われ、その写しが作成されたとした場合に、国税に関する法律の規定により、その書面を保存すべきこととなる場所に、その書面を保存すべきこととなる期間、保存を行うこととされており、宥恕措置により税務調査等の際に、税務職員の求めに応じて提示又は提出をしていただく必要がある書面についても、税務調査等が行われうる期間、適正な場所で保存を行う必要があります。

Q. 宥恕措置の取扱いを受ける場合、事前に税務署への申請等は必要？

A. やむを得ない事情の有無や出力された書面については、必要に応じて税務調査等の際に確認することとしており、事前に税務署への申請等を行うことは必要ありません。

なお、税務調査等の際に、税務職員からやむを得ない事情の確認等があった場合には、各事業者における対応状況や今後の見通しなどを、具体的でなくてもいいので適宜知らせば差し支えないとしています。

Q. 令和6年1月1日以後は、出力書面等による保存は認められない？

A. 宥恕措置の取扱いは令和5年12月31日までと期間を区切って認められているものであることから、令和6年1月1日以後に行う電子取引の取引情報については、出力した書面等による保存は認められません。そのため、要件に従った電子データの保存ができるように準備が必要です。